

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：庄和総合支所総務担当 No.001

処 分 名	庄和総合支所の会議室・市民ホール・市民ギャラリーの使用の許可
処 分 の 概 要	庄和総合支所内の会議室、市民ホール及びギャラリーを使用するときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市庄和総合支所会議室等使用規則（平成28年規則第103号）第5条、第6条
審 査 基 準	<p>◎庄和総合支所の会議室等の使用許可は、次の(1)から(4)のいずれかの要件を満たし、(5)から(10)に全該当せず、(11)を了承することが条件になります。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>(3) 代表者が市内に在住する団体</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めたもの</p> <p>(5) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(6) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(7) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に春日部市庄和総合支所の名称を使用するとき。</p> <p>(8) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。</p> <p>(9) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。</p> <p>(10) その他管理上支障があるとき。</p> <p>(11) 使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</p>
標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	使用日の3ヶ月前の日から随時（先着順）
申請方法	支所2階総務担当窓口への提出（使用料持参）
備 考	管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■春日部市庄和総合支所会議室等使用規則

(会議室等の使用者の範囲)

第5条 会議室等を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に通勤し、又は通学する者
  - (3) 代表者が市内に在住する団体
  - (4) その他市長が特に必要と認めたもの
- (使用許可の制限)

第6条 規則第2条の規定による使用の許可は、会議室等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。
  - (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に春日部市庄和総合支所の名称を使用するとき。
  - (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
  - (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
  - (6) その他管理上支障があるとき。
- 2 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。